二十五　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額
二十六　前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「一二〇、〇〇〇、〇〇〇円」とあるのは、「四〇、〇〇〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。
二十七　前条第一項第三十七号に規定する算定方法に準じて算定した額
二十八　当該市町村の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
二十九　前条第一項第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額
三十　前条第一項第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

7　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

8　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［削る］

9　平成三十年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては、一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前条第三項に規定する算定方法に準じて算定した額

［削る］

二　国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

［新設］
［新設］

［新設］
［新設］

［新設］
［新設］

7　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項の規定に準じて算定した額を加えた額とする。

8　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、消防本部等における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

9　平成三十年度及び令和元年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、通学路の緊急安全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）を加えた額とする。

10　平成三十年度から令和二年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号及び第二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前条第三項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　前条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三　国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額